

三次長参案について

鄭 健 宰

三次長参案について

1・民国時代は、中国にとって専制王朝から中華人民共和国までの過渡的段階として大転換期であった。しかしながら、民国時代における軍閥政権は、民初の袁世凱からはじまる北洋軍閥政権から、新軍閥ともいわれる蒋介石政権まで相次いで権力のヘゲモニーを掌握し、程度の差はあるものの、近代中国の暗黒時代を代表する政治的軍事勢力の集団的存在であった。中央から地方に至る実際の勢力集団としての北洋軍閥の実態は、政治・軍事面だけでなく、財政・経済など社会全般に影響を及ぼしたのであった。そのため北洋軍閥政権に関する研究の重要性は当然でありながら、特に最初の軍閥政権としての袁世凱の執権時代の北洋軍閥側の動きに関する分析は不可欠だと思われる。このような民初の軍閥の実態を把握しない限り、袁政権の没落後、相次いで登場した段祺瑞、馮国璋、張作霖などに対する客観的理解は、相当難しくなる。もし可能であるとしても、単なる一つの政権の評価とか、特定の短期間の部分的な研究にとどまりかねない。より長期にわたる連続性を持つ中華民国として考察する必要がある。

さて、民国4年6月に発生した「三次長参案」の研究は袁世凱時代の北洋軍閥政権の実態を具体的に分析するために不可欠だと思われるが、既存の研究は、主に袁の帝制（籌安会の成立）・日本の対華21ヶ条要求に集中されている。^(註1)それ故、「三次長参案」に関する先行の研究は一切ないために、小稿は最初の分析を試みとなる。この三次長参案を把握するため最も必要となるのが、袁の帝制運動とそれに関連する北洋軍閥政権内の動向の実証的検討である。袁の帝制が時期的に、彼の統治時期の全過程にかけて行なわれ、のちの帝制の取り消しは、彼の政権の没落を意味しているからであり、帝制運動をめぐって展開され

た対立的局面は、北洋軍閥政権の内紛の表面化の過程でもあったからである。

2・袁の北洋軍閥政権の二つの支柱陸軍・財政の両方面に対する「三次長参案」の重大事件は、民国4年6月袁世凱の許可を得た肅政庁が財政部次長張弧（20日）、交通部次長葉恭綽（20日）、陸軍部次長徐樹錚（26日）ら財政と軍事方面の3次長を次々と弾劾した。これが所謂「三次長参案」と呼ばれるものである。この事件は民国3、4年の帝制計画の推進に伴う政権内部の派系どうしの主導権争いがそのまま爆発したものであり、袁の帝制を支持する帝制派にとっては帝制の実現の寸前における政権内の結束力を図る最終点検であった。三次長（交通部次長葉恭綽、財政部次長張弧、陸軍部次長徐樹錚）に対する各々の弾劾は、日本との対華21ヶ条要求に決着を見た直後の民国4年（1915年）6月に集中的に行なわれた。三次長参案の中で、交通部次長と財政部次長に対する弾劾は、当時財政方面の主導権を握り、袁政権の主な資金源であった梁士詒らの交通系の政権外への放逐を狙った動きとして、また陸軍部次長に対する参案は、袁の帝制の推進に不可欠であった中央政権の軍事統率権を掌握するための陸軍部の段祺瑞（安徽派）の勢力牽制の民初からの一貫した動きとして理解される。それ故「三次長参案」を分析するためには、直接弾劾の表面的対象であった次長より総長に重点を置くのが正しいだろう。⁽³⁾

陸軍部の参案

辛亥革命後の北京政局における政権の掌握に成功した袁世凱の北洋派は、当時の南方の革命派、立憲派、英・日等の諸列強という様々な内外の勢力のなかで、北洋軍人の武力を背景とした政治的軍事集団であった。しかし、彼らの北京政府の統治範囲は華北地方に限られており、また政権の形成に伴って付与されたその妥協的政権の性格のため袁は政権の発足の当初から、政権の中核を形成する陸軍、財政については彼の直屬下に置こうとした。陸軍の場合、袁は臨時大總統就任の直後、軍事権を直接統治するため総統府に秘書庁と同時に軍事処を設置した。⁽⁴⁾ 軍事処は、幕僚的機構の性格として軍事に関する重要な具体的案件を討議し、総統に代わって陸軍部、参謀部との連絡の業務を担当した。しかし、その処長には元黄興の参謀長、革命派李書成が任命された。処長李の任命は、南方革命派勢力に対する懐柔策の意味しかなかったためほとんど職務

の権限をもたず、副処長に任命された北洋側の傅良佐のもとで処理された。李は出動せず、また傅は陸軍部総長段祺瑞に対抗できる力量もなかった。そのため、軍事処は如何なる役割も果たせず、事実上「空衙門」となってしまった。軍事処の有名無実化と対照的に、陸軍部における総長段の勢力は次第に強化されるのみであった。段は民国元年3月20日「陸軍部総長」の任命を受け、民国2年12月から翌年4月までの約5か月を除いて、民国4年8月29日辞職するまでの間約2年間一人で総長の職位を独占した。特に段は北洋陸軍の各教育機関（保定軍官学校）等を担当する総責任者であったため所謂保定軍官派とも言われるような袁の北洋軍閥政権内部において自分の勢力を形成するのに非常に有利であったと思われる。当時の陸軍部は中国全年度予算総支出の民国2年26.9%、3年39.9%、5年33.8%、に相当する毎年約一億四千万円前後の資金を独自に運用しながら外国との武器購入の交渉権をもっていた（表1）。こうした陸軍部内に人的、財政的基盤をもっていた段の勢力について当時軍需処処長であった唐在礼は「辛亥以後の袁世凱」の中で次のように証言している。「段祺瑞、徐樹錚たちは経済面で彼ら独自の収入の方法がある。軍事武器購入の際の利益とそのリベートは隠密な収入から次第に公開的な収入になった。勿論彼らは袁世凱に忠誠はしながら、陸軍部の経費の部分から収入を得るだけで總統府のもうけた利益を分配するのではなかった・……中略……袁世凱は段の勢力を牽制するため軍需処処長の手元を経由せず、また段芝貴、趙秉鈞をも經由しなくて、直接袁克定を通じて買収金が段の腹心達5、6人に支給された」といわれているように、北洋軍閥政権内に民国の初期から段系の勢力が存在していたといえる。⁽⁵⁾こうした政権内の矛盾は民国5年の袁政権の崩壊にも深く関連しており、当時独裁政権としていられていたその内部の実態であった。⁽⁶⁾これらの状況が最もよく表われているのは民国2年保定軍官学校校長蔣方震の自殺未遂事件、段の湖北都督の任命、民国3年の統率辦事処の設置、民国4年段の辞職と三次長参案による徐の辞職等の一連の動きである。特に袁世凱北洋軍閥政権の勢力の全国的拡大をもたらした民国2年の第2革命後の段の湖北への派遣の背景に既に帝制問題が絡んでいたことに注目しなければならない。段の湖北都督任命と帝制との関連について、「段の湖北都督の任命は、実際に袁世凱の陰謀であった。武昌は革命の発原地としてまた長江流域の要衝地であり、民国成立以来黎元洪は湖北都督の職位に居座るままで、当時兼任中であった副總統の権威も振

るっていた⁽⁷⁾」以上の資料からも理解できるように、陸軍部における段の勢力の牽制の背景に帝制問題が明確に介在していることが窺える。しかし、実際は民国2年6月18日に発生した保定軍官学校校長蔣方震の自殺未遂事件が象徴しているように軍事権をめぐる袁・段の両側の対立に注目しなければならない。この事件の経緯は校長蔣方震が民国元年冬、段の腹心であった元校長趙理泰に代わって任命され、新しい軍事教育の方法を主張し、それは既に総統袁の批准を得た。校長蔣は軍事費の運用の際、段と彼の腹心陸軍部軍学司司長魏海樓の妨害を受けて執行することができなくなった。そのため憤慨した蔣は全生徒を招集し、この事情の経過を説明した後、その席上でピストルで自殺を図ったが未遂に終った⁽⁸⁾。この事件の背景には単なる軍事教育の方針の改善をめぐる派閥的闘争より、帝制運動に伴う軍事方面の主導権を狙う闘いの一環として、陸軍部に形成されていた段の既存勢力にたいして袁世凱の親裁体制の拡大を狙ったものとした位置つけることが適切であろう。しかし段は湖北から、またも河南都督に廻され当時華北を中心として発生していた白狼の乱の鎮圧という名目で直ちに陸軍部へ帰任することができなくなり、帰京（4月3日）して5月1日職にもどったが、5月12日露骨に陸軍部に対する牽制を狙った「陸海軍大元帥統率辦事処」が設置されたという一連の過程から袁の北洋軍閥政権の内紛が顕在化していくのが理解できよう。特に新約法第23条に基づき、『陸海軍大元帥統率辦事処組織令』が公布され、従来の幕僚的性格の軍事処を閉鎖して、総統府内に統率辦事処が設置されたのである。この機構は、従来の陸軍部による間接的統合から袁総統自身が統率辦事処の最高責任者として、軍事に対する直接的な親裁体制への転換を意味した⁽⁹⁾。このため、段は陸軍総長という官職だけの統率辦事処の一人の辨事員に過ぎない存在となってしまったので、彼は統率辦事処の設置後ほとんど陸軍部に出勤せず、業務は陸軍部次長徐樹錚に任せた。段が南下していた間、北京では袁の帝制の推進のための一環として軍事権の親裁を狙う統率辦事処の計画が進行中であつたのは言うまでもなく、既に民国2年の第2革命以前から帝制派は政権内の反帝制要因を除去しはじめたということも注目しなければならないと思う。軍事権をめぐる袁・段の関係は、第2革命直前に発生した保定軍官学校校長蔣方震の自殺未遂に続き、統率辦事処の設置によって対立が表面化してしまい、それ以後の段の反袁的姿勢は袁政権の没落まで一貫している。この他にも民国3年統率辦事処の設置と同じ頃將軍府の設

置や模範團の編成が行なわれたがいずれも袁の当初の狙いとしての帝制に必要な⁽¹¹⁾であった十分な軍事力の確保は容易ではなかったのである。清末の混乱期とはいえ、軍事専門家として成功した袁世凱が何故政権の最高権力者になってから軍事面に限ってみても、悉く失敗したのか。それは中央政権においては陸軍総長段祺瑞の勢力による実権の掌握、地方においても各省の都督を中心とする諸勢力による軍事的支配権の掌握があったという事実から説明できるのではなからう。民国3年、集中的に実施された袁の帝制のための政権の独裁化は、以上の分析のように形式的な組織の改編にと止まる結果となるだけで、本来目標とした軍政に対する総覧体制の段階までは至らず、かえってそれに比例して政権の内紛を激化させてしまったのである。このように内紛が表面化する状況の中で、民国4年1月18日、駐中日本公使日置益が袁総統に直接提出した「対華21ヶ条要求」に対する対日政策をめぐって袁の主和策と段の主戦論が対立した。この際の袁・段の対立を裏付ける資料として当時の『順天時報』（第4129号）民国4年6月3日付で、段の辞職について「二つの理由がある。その一つは段の病気が重くなって陸軍部の煩雑な業務を部署で処理することが一切不便だった。二つは中日交渉に対する自分の主張の貫徹が不可能であったため、特に心理的に不安であったからである」。しかし、当時の段の健康問題について次のような記述がある。「総統の命令は病気のためという口実で段を職位から除去したが、彼の健康状態は最も良かった」というように、健康を問題として辞職させたのは、清朝による袁世凱の自身に足疾を口実としたことと類似な性格を持つものだろう。⁽¹²⁾袁の帝制と段の辞職との関連について「追テ今回陸軍総長段祺瑞ノ辞職ニ関シハ帝制実施ニ付キ段カ袁総統ト意見ヲ殊ニセル為メナリト伝フルモノアリ之ニ依レバ本年二月大総統ノ開催セル某宴会ニ於テ相談ノ用向アル趣ヲ以テ宴後段ヲ引留メ『国体変更ノ勸進表ニ接シタルカ之ニ対スル段総長ノ意見ヲ如何』ト総統ヨリ諮問アリ段ハ現ニ其上申者ノ人物ヲ承知セサル以上何等具体的意見ヲ表明シ難シトテ該勸進表ヲ一読シ其楊度ノ上申ニナルヲ見テ曰ク『本上申カ地方將軍ノ發議ニナルニ非サル以上楊度如キ書生ノ意見決シテ輕重スルニ足ラズ』ト反対的口吻ヲ洩ラシタル結果両者面白ラスシテ散会シ爾來後相互ノ感情次第ニ沮隔シ遂ニ段ノ辞職トナリ同時ニ籌安会ノ名義ヲ以テ国体変更ノ議ヲ公表スルニ至リタリ云云ト」と述べられているように日本からの対華21ヶ条要求が提出されたにもかかわらず、それに対する対応策を求め

たのでなく、むしろ彼の帝制に関心をもっていたということがうかがえる。⁽¹³⁾袁世凱は帝制の成功のために必要であった日本からの中国の国体変更への外交的支持を得るためにそれに屈服したうえ、却ってそれを利用して政権内における反対派を排除してしまうというような北洋軍閥政権の売国的性格がよく理解できると思われる。前述したような袁克定の陸軍部に対する公開的な批判のため、陸軍総長段は民国4年5月30日請暇に続き、「翌5月31日王士珍が陸軍部総長署理に就任する）同年8月29日正式に辞職したが、実際には既に統率辦事処以来陸軍部から離れざるを得なくなったのである。これに続き、1か月も経たない6月26日、陸軍部次長徐樹錚は第1に外国との武器購入の際40万元を水増し報告したということ、第2に彼が段の在職の期間中権力を濫用し、現在陸軍部の軍機司の業務はすべて統率辦事処に属すべきであるという名目の弾劾を受け、⁽¹⁴⁾辞職してしまったのである。陸軍部における段・徐の辞職は、袁の帝制の推進のため中央政権における軍事統率権を掌握する目的として、陸軍部内の段派の勢力牽制の一貫した動きであった。北洋軍閥政権の中心的存在大總統袁世凱と陸軍総長段祺瑞の両勢力の対立は、政権の内紛の展開としても重要であるが実際には両者だけの問題でなく、歴史的進展に伴う軍閥の漸進的変化とも言うべき袁の帝制の推進とそれに対抗する共和制を支持する段側の動きという軍閥政権全体の問題であった。⁽¹⁵⁾段は袁の帝制が失敗に終り、帝制の取消の宣言後の民国5年4月23日陸軍部総長の職に今度は参謀総長をも兼任しながら再び政権に復帰したのである。以上のように表面的には陸軍部次長徐樹錚に対する参案も結局これから分析しようとする交通部・財政部に対する参案と同様、その背後の総長段の勢力の牽制を狙ったものとして理解せざるを得ない。これらの出来事は当時袁の帝制計画の推進がその背景に存在しているし、またそのため不可欠であった軍事権の主導権をめぐる政権内の争いによって一枚岩の結束力を誇っていた袁の北洋軍閥政権が次代に崩壊しつつ、特に政権の武力的支柱としての陸軍部総長段祺瑞の離脱は、袁の帝制にとって致命的な損失であったのである。

交通部の参案

交通部の参案の表面的な弾劾の対象になった次長葉恭綽は、梁士詒が公的任務のため忙しい時には、ほとんど葉が梁を代表して總統府に出入りするほどの交通係の領首梁士詒の腹心であった。⁽¹⁶⁾交通部は鉄路、郵便、電信、航空等全国

の交通、電気事業を担当した中央内閣の一つの部署として、特に鉄道からの収入は袁の北洋軍閥政権の財政源として流用されたのである。⁽¹⁷⁾しかし、袁の北洋派による鉄道の支配権は民初からでなく、既に、1906年袁側の唐紹儀が鐵路局長に、梁士詒が5路督弁に各々就任した時期から始まっていたのである。彼らは以上の鉄道を中心として勢力を強化しつつ、一時的に鉄道の国有化を主張する盛宣懷側からの攻撃を受けた。しかし、1911年鉄道の国有化に反対の抗議が四川、湖南、広東で広がるなかで発生した辛亥革命後、登場する民国時代になってからは、梁士詒を中心人物とした交通系として一つの派系を政権内に構築することに成功したのである。特に梁士詒は、前述の軍事処と同時に總統府に設置された秘書庁の初代秘書長に任命され、政府財源の捻出による交通銀行の業務拡大、外債交渉業務への介入、鉄道、金融、塩政等財政方面における自派の勢力強化に没頭した。こうした財政方面の主導権を独占しつつあった梁士詒の交通系に対する攻撃は民国4年安徽派によって集中的に行なわれたが、これに先だって總統袁世凱からも牽制を、陸軍部の段のと同様、受けたのである。

民国3年7月6日付、駐中国小幡臨時代理公使の加藤外務大臣宛の電報「梁士詒勢力失墜ノ風説ニ関スル件」によると「一たび總統府秘書庁ノ職ヲ去テ稅務処督弁ノ比較的閑地位ニ就クヤ世間ニ於テハ早くニ其勢力ノ失墜、大總統信任ノ衰ヘタル事ヲウワサスルニ至レハ次第ハ疾クモ己ニ御詳悉ノ事ト存候ノ将来ハ果シテ如何可有之乎今回ノ失脚ハ果シテ事實失脚ニ相違ナキモノナルヤ否ヤ將又彼ハ捲土重来再ヒ政界ニ巨腕ヲ振ルフヘキ機会ヲ捉ヘ得ルヤ否ヤ是等ノ事ハ苟モ当国政界ノ趨勢ニ留意スルモノ云云」⁽¹⁸⁾という記述のように彼は民国3年5月2日、閑職の稅務署督弁に転任された。これとほぼ同時に交通部の改編が行なわれ、袁の長子克定の推薦を受けた梁敦彦が総長に、また従来一人であった次長を二人に増設し麦信堅を次長に、当時鉄道を直接担当した路政局長葉恭綽が次長に、路政局を路政司と改称して司長に袁齡が各々任命された。このなかで、特に梁敦彦の交通部総長就任について、民国3年3月27日字

The North China Herald 「Notes from Peking」で、安徽派による交通総長の職位の掌握が成功すると、広東派（梁士詒の出身地が広東であったため彼の交通系の別称）政局における影響力及其の実力が喪失するだろうと指摘している。こうした梁士詒の交通部に対する勢力牽制は、時期的にみても段祺瑞の陸軍部に対する統率辦事処の設置と一致している事実注目しなければならな

い。これは結局第二革命の鎮圧に成功してから、袁の北洋軍閥政権は外観的には平静な局面を向かい、勢力範囲も全国的規模まで拡大された。しかし内面的には袁の帝制計画が着々と推進され、それに伴う政権の内紛も上述したように次第に激しさを増していた時期であった。政権内の問題を抱えながら、袁世凱は従来の「臨時約法」を廃止し、総統の権限に強化した「中華民國約法」を民国3年5月1日公布して、彼の独裁的地位を確立しようとした。さらに12月、參政院を通じて大統領選挙を制定させて、大総統の終身化・世襲化をも可能とした。

こうした状況のなかで、民国3年7月第1次大戦の勃発によって、当時袁政権の主要な財政源であった外債の杜絶は袁政権にとって致命的打撃であった。なぜならば、国内における財政的基盤が弱かったため国家の歳入全体に対する外債の比率が非常に高く、民国元年23.5%、2年67.8%、3年18.5%等を占めるほどであったからである(表1, 2)。深刻な財政難に陥っていた民国2年4月締結された善後大借款による2千5百万ポンド(当時の中国の銀元に換算して約2億5千万元)の資金が如何に有効であったかは、その直後に発生した第2革命における袁側の一方的勝利からも理解できると思われる。そのため、外債に代る内債の発行が不可避な状況となり、民国3年8月3日、内国公債局の設置案と公債局章程が袁の批准を得て実施される運びとなった。内国公債局の総理へ就任した梁士詒は、交通部鐵路の剰余と商税を担保として3年公債(年利6%、支払い期限12年、総額24,935,390元)の発行を成功させ、彼の財政面での手腕を十分証明させたのである。内債の発行は勿論内国公債局の成立以前からも少額の内債の発行はあったが、民国3年以後の内債の発行総額の比率の約67.7%を占めており、外債に代る内債をもって臨時財政の需要に応じたということが理解できよう(表3)。このような袁政権と梁士詒の交通系との癒着関係を最もよく象徴したのが、民国5年袁の帝制の取消後の中国・交通兩⁽¹⁹⁾国立銀行の兌換停止令であった。

袁世凱の財政源、ドル箱として当時財神とも呼ばれるほどの重要な梁士詒と彼の交通系は袁の帝制計画のために活動資金を捻出したにもかかわらず、結局弾劾を受けざるをえなかった。『三水梁燕孫先生年譜』には次のような記述がある。

「交通部の參案は帝制運動の幹部が梁士詒を逼迫し、交通銀行を投げ捨て、

専ら鐵路からわざと不正を掘り出すことを決定したのである。交通部の参案が發生する以前、先ず、梁敦彦を交通部総長に任命し、次長を一人増員して麦信堅が就任された。その配置後元津浦線北部総弁現肅政史孟玉双及び津浦線總理金恭寿に参案の草稿の作成して、都肅政史莊蘊寬に参案の照会のために渡すということの趣旨を指示した……中略……政事堂は密令を出し、肅政史王瑚・蔡宝善を津浦路線の秘密の調査のため派遣して、10項目の罪名を例挙すると、都肅政史は参案を受け入れた。6月18日になってから國務卿徐世昌がついに大總統に報告した⁽²⁰⁾」。

また『時報』の「北京各路大参案詳誌」にも

「肅政史の津浦路線の不正行為に対する参案等の事情は、ちょうど英公使 Jordhan が袁總統に津浦鐵路の弊害が深刻であるから国家の収入も非常に衰弱になって借款の賠償できるかどうか疑わざるを得ないと語った。故に總統は肅政史王瑚・蔡宝善を各路線の詳しい調査のため派遣した⁽²¹⁾」。

以上の資料から、前者からは梁の交通部総長の任命が帝制計画と関連をもち、交通部の参案の原因が政権の内部に深く根拠を置いていることが理解されると思われる。また後者からは参案の原因が政権の外部から、即ち英公使の袁總統への申し入れによることとして二つの資料の内容が一致していないようである。いずれにせよ、参案の發生後袁總統が梁士詒に対し、「参案には本来君も含まれていたが、私が削除するよう命令した」という対話が象徴しているように、⁽²²⁾後者の主張しているより、前者の主張しているのがむしろ客観的ではなからう。当時米公使 P.S.Reinsch の『An American Diplomat in China』「1915年夏の帝制運動を理解するためには北京政局の主な要素を簡単にふりかえる必要がある。梁士詒との闘いに集中的な努力が行なわれた。反対派はいわゆる安徽派が中心として、安徽派にはおもに軍事的指導者が属していたが、文人官僚の指導者として國務卿徐世昌、政事堂左丞楊士琦、財政部総長、交通部総長らは卓越してあった」という記述からも参案の原因が政権内の派閥どうしの対立から始まっていること等が窺える。⁽²³⁾そして葉恭綽は6月20日停職処分を受けるが、同年10月16日その処分が撤回される。参案による梁士詒の交通係は一時的に打撃を受けただけで籌安会の設置後の袁の帝制を推進する政局において全国請願連合会を結成し、再び主導権を復活させることに成功したのである。

財政部の参案

財政部次長兼塩務署長張弧に対して『徐樹錚先生文集年譜合刊』の中で引用されている「葉遐庵年譜」の内容では「軍政を掌握した段祺瑞，財政を掌握した梁士詒，元内閣総理熊希齡の三人は，皆帝制に反対したため，三次長参案が起り，陸軍部次長徐樹錚の参案は段を，財政部次長の参案は熊希齡を脅かし，先生（葉恭綽自身を指す）の参案は梁士詒を威嚇したのである。徐は段と親密であり，張は熊，先生（葉）と梁は親密であったためである」とまた『三水梁燕孫先生年譜』でも張の参案と熊との関連について全く同様に説明している。しかし、『宗方小太朗文書』報告書第438号（大正4年6月28日）「北京政界の暗闘」では次のように記述されている。

「財政次長兼塩務署長張弧も梁派の有力者なり，葉は津浦鉄道に於て，張は塩に於て，當私の証拠評発せられたる因する」。

The North China Herald 1915年6月26日付「葉恭綽，張弧，趙慶華ら3人は，梁士詒を中心とする広東派の要員である」からも十分理解できると思う。民国4年6月20日行なわれた張弧に対する参案の原因としては，第1に帝制に反対した元内閣総理熊希齡と張の二人の親密な関係のためであったということと，第2に張の塩務整理費の着服と塩務の改革による破壊等に対する財政総長周学熙の反対のためであったということがあげられる。しかし，第一の理由については上述した通りに二人の親密な関係は認めるものの，熊希齡の帝制への関連説は信じ難い面が多いと思われる。第2の理由としての張弧の免職と周学熙の関係は当時袁總統の政治顧問 G.E.Morrison の E.M.Gull 宛の手紙のなかで「周作齊（現財政総長周学熙の前任者）の在職中には部署の業務に顕著な改善が行なわれた新任総長周学熙は旧式な人間ではないが——彼は40歳をこえていない——中国官僚の旧方式を使用して，前任総長の下で知識と経験を修得した人物を部署から排除して，空席に彼の腹心と同郷人を採用した。私が非難しなければならぬ例として三つ挙げると，彼は塩務部門で最も有能な塩務署長張弧，中国銀行総裁薩福懋，安徽省蕪湖関監督兼特派交渉員張煜全らを解任した」と述べているように，これは財政部における派系どうしの闘争の結果であることを示唆するものだと思う。また財政部次長張弧の辞職は，既に，陸軍総長段祺瑞の更迭説と同様，民国4年の年初から「財政総長張弧は近いうちに更迭されると言うことで，その原因の内容は様々であって一律ではないが，或

る某肅政の事件に対する弾劾を受けてからである。けだし、更迭が実行される場合、一般の政局との関係が大きい⁽²⁶⁾ため、先を予測することは悉く難しい」。このように年初からの財政部に対する弾劾は、実行の段階で日本からの21ヶ条要求案が提出されたため、日本との交渉が決着を付くまでに待つしか仕方がなかったのかも知れない。これは、陸軍総長段の場合と同様に、更迭の説があってから時期的にみても日本との交渉の直後の6月に集中的に行なわれたためであるという面からも言えるだろう。

民国4年6月20日免職された張弧は袁政権の没落の直前の民国5年の4月23日周学熙の免職と対照的に、同26日財政部次長に再任されたが、実際には袁の帝制と関連して、早くも10月に「広東派と帝制運動の関係から見て、解任された元財政部次長塩務署長張弧は、確実に彼の無罪を証明することが可能であるし、免罪されるだろう。それに加えて財政総長周学熙の辞職と周の後任としての梁士詒の就任説は、少なくとも現在の状況から、北京政局の広東派の影響力の復活がすぐみえるだろう」まで言われるほど、財政方面で強力な勢力を振るっていた梁士詒の交通系は政権全体を揺るがす三次長参案によってもその勢力の根絶は不可能であったといわなければならないのである。⁽²⁷⁾財政部、交通部における梁士詒の交通系に対する集中的攻撃としての両部署の参案は、一時的に梁士詒の勢力に脅威を与えたので、彼は、彼らの勢力の挽回のために袁の帝制計画への積極的参加ということが不可避な状況になったと判断し、袁世凱に対し、彼らの優れた経験と知識のみによって帝制計画は調整ができるし、早期成功させることができると説得した。⁽²⁸⁾彼らの政局における主導権は、参案による被害、楊度による籌安会の成立等にもかかわらず、民国4年9月19日北京での全国請願連合会の結成が帝制運動の全国的規模の拡散をもたらしたため、再び梁側へ移されたのである。⁽²⁹⁾

こうした派系間の闘争という事実から注目しなければならないのは、誰がどの派系に属しているかという副次的問題でなく、袁政権が没落する以前で政権内に派系という画然たる存在があったということである。そして、この参案の発生に際しても「安徽派の重要人物、楊士琦、李経羲、周学熙らは連日、西山に赴き、梁士詒と会議をした。一説によると両派は和解が可能であったといわれた。しかし、張弧の免職と葉恭綽の停職より先、一次各方面の要員が出席して会議したが調整できなかった。この問題は依然と解決することが難しいと思

う」というように参案を防ぐための内部調整が事前に行なわれたということも附言しておきたい。⁽³⁰⁾

3・上述の三次長参案という政派の闘争は、政局内の暗闘の結果であった。同時に、またこれによって政権における腐敗防止の面では或る程度の成果があったか否やかは別としても、こうした腐敗を口実としたかたちの政派闘争は、将来反対派の除去という手段として用いられる可能性は常に存在していたのである。三次長参案に対する否定的見解として、派閥の中心人物を排除することだけでは派閥の勢力に対する影響が少なく、派閥の全体に対する根本的解決策を取らないかぎり派閥の存在ということは避けられないし、逆に派閥間の闘争を巧みに利用して政権を維持する一つの方法として有効であるかもしれない。しかし「今の所謂肅政史なる者は前清時代の御史なり。彼等は往々にして党争の具に利用競られ、甲党は之を利用して乙党を攻め、乙亦之を使噓して甲に当たり、肅政却て乱政の階を造事少なからず。廉恥地を払い、官紀紊乱せる支那に於て、大小官吏の非行を、察して之に罪を加へんと欲せば、天下恐らくば無からん。若し如此にして紛争止まずんば、髓て内外官吏の罷免更迭頻繁となり、徒に政局を憂乱せしむるのみならず、政務之が為に渋滞し、内治の困難一層其甚しきを加うるに至らんのみ」というように、三次長参案に対する肯定的評価より、否定的評価が多く見える。⁽³¹⁾三次長参案は軍事と財政における帝制実現の寸前の段階での北洋軍閥政権内の反袁勢力の排除を狙った大事件であった。三次長参案による一時的な成功は政権内の反帝制派の勢力の弱化をもたらし、帝制に有利な状況が形成された。しかし、この成功は帝制の本格的推進直前における袁政権の力量を示す事件であり、その限界を示すものであった。遂に、袁世凱は楊度らに籌安会を設立させ、帝制計画は公開的に強行されることになった。結局中国全体的立場から見ても、当時の第2革命、第一次大戦等によって形成された政権の内・外における有利な状況が、専ら袁の帝制というような私的利益の追及のため費やされてしまい、国全体に災いをもたらすなど、北洋軍閥政権統治時代の半植民・半封建状態は依然として深刻化される一方であった。

註

- (1) 波多野善大、「袁世凱の帝制計画と段祺瑞・馮国璋」(『中国近代軍閥の研究』)所収、1973年 河出書房。

曾村保信、「袁世凱の帝制計画と日本の外交」（『国際外交雑誌』第56巻第2号，1957年）

久保田文次、「袁世凱の帝制計画と21ヶ条要求」（『史艸』第20号，1979年）

林明德、「日本与洪憲帝制」（『中国現代史專題研究報告』第3輯，1973年）

Kwanha Yim 「Yuan Shin—k'ai and the Japanesel, *Jouranal of Asian Studies*, vol.24.No.1 (Nov.1964) 等のような袁の帝制計画を中心とした研究が最も多くみられるが、三次長参案に関する分析はなされていない。たいてい袁が帝制を推進する際、対外においては日本との対華21ヶ条要求に、対内においては籌安会に、各々集中されている。

- (2) 岑学呂編、『三水梁燕孫先生年譜』I，文海出版社（近代中国史料叢刊第75輯）267頁において、「至京内情形，清室祇須為安置，百官有司，祇須升秩有差，餘無可慮者。惟軍政尚在段祺瑞手中。財政尚在梁士詒手中。段祺瑞，梁士詒，熊希齡，三人對於帝制并不贊，不可不先為之所。于是有為之策者主膺陸軍次長徐樹錚以迫段；脅威交通次長葉恭綽以迫梁；蓋其時張固接近熊也。於是分頭辦理。結果，段祺瑞辭職，以王士珍代之，陸軍次長徐樹錚，財政次長兼塩務署長張弧免職，交通次長葉恭綽停職候伝，時之謂之三次長参案」という記述がある。
- (3) 註2参照。

平川清風著、『支那共和史』春申社，大正9年，361ページ。

段と徐の関係については、徐道鄰編述、『徐樹錚先生文集年譜合刊』（台湾商務印書館，1962年）161頁。李劍農、『中国近代百年政治史』下，（台湾商務印書館，1980年）433頁。陶菊隱著、『北洋軍閥統治時期史話』二，（生活・読書・新知三聯書店，1957）72頁の所を引用している。

- (4) a. 錢実甫，『北洋政府時期的政治制度』上（中華書局，1984年）75—6頁。
b. 唐在礼，「辛亥革命以後的袁世凱」（『北洋軍閥史料選輯』上所収，中国社会科学出版社，1981年）92頁。

しかし、「大公報」民国1年4月20日第3486号（天津版）では、馮国璋を任命しようとしたが、馮の拒否のため失敗したと記述されている。

J.チェン著，守川正道訳，『袁世凱と近代中国』（岩波書店，1985年）

165ページで馮が就任したと記述している。また張一鷹著，『馮国璋事状』（榮孟減，章伯鋒主編『近代稗海』第5輯，四川省人民出版社，1985年）601頁。馮が軍事処処長に任命されたと記述されている。

- (5) 註4のb. 前掲書。108～9頁。
(6) a. 曹聚仁著，『蔣百里評伝』（三育図書文具公司，1963年，香港）8頁
b. 陶菊隱著，『蔣百里先生伝』文海出版社（近代中国史料叢刊第73輯）40—1頁。

註3の平川清風著，351ページ。

註1 Kwanha Yim 「Yuan Shih-kai and Japanese」のなかで帝制に関連する日本の対華政策を帝制の失敗の重要な一つの原因として分析しながら、袁政權の独裁権力を権威主義的独裁（Authoritarian dictatorship）であって、毛沢東政權のような全体主義的独裁（Totalitarian Dictatorship）とは明確に区別している。

- (7) 費敬仲著、『段祺瑞』文海出版社（近代中国資料叢刊第90輯）11頁。
 (8) 呉相湘主編『名人大事』文星書店，1962年。（中国現代史料叢刊第4輯）24—25頁。
 註3 陶菊隱の前掲書，86頁。
 註6のa 前掲書，9—10頁。
 註6のb 前掲書，37—48頁。保定軍校校長—自殺之一幕。
 (9) 註4のa 前掲書，76—77頁。(1)陸海軍大元帥統率辦事処参照。
 (10) 註3の徐道鄰編述の前掲書，159頁。

『順天時報』第4030号，民国4年4月24日付「大總統慎重模範訓練法」には，總統府直屬の統率辦事処と將軍府は政策審議に關与しているが，陸軍部は審議過程から全く排除されている。

註3 平川清風朝著，301ページ。統率辦事処の設置を袁の中央集権の第一歩であったと主張している。

- (11) 將軍府の設置；將軍府の設置は，第2革命後，袁によって派遣された都督，鎮守使，巡閱使らの地方軍人における独自の傾向を除去して，中央政權に忠誠的な勢力を編成しようとした目的であった。民国3年6月30日各省の都督を廃止して，民国3年7月18日「將軍府編成令」によって北京に「將軍府」を設置して，各省の軍務の処理を担当させた。勿論「將軍府」は總統に直屬する最高顧問機關として，中央から地方まで全国の高級軍人を対象とする編制であったが，實際に変化したのは「都督」という官名が「將軍」になっただけであって，彼らの地盤，利益には如何なる変化もなかった。例えば江蘇都督馮国璋は宣武上將軍に，安徽都督倪嗣冲は安武將軍に，陸軍部総長段祺瑞は健威上將軍になったのである。

模範團の編成；中央政權においては陸軍部総長段に，地方各省においては各々の都督らに軍事権の主導権が掌握されつつあったため，袁世凱は帝制の強力的推進に不可欠であった彼の直接親裁できる武力の確保を必要とした。そのため，彼は従来の北洋軍に代わって最も信頼できる軍隊を組織した。模範團の編成は，第1期，第2期にわたっておこなわれ，団長に袁世凱が，副団長に袁克定，陳光遠が就任して，兵力は保定軍官学校の卒業生から生徒を選抜して充当した。この訓練の結果，第1期に第11師，12師，第2期に第9師が編成され，それらは袁の直接的指揮を目的に統率辦事処の配下に置かれた。しかし，この計画は袁の帝制の取り消しによる政權の没落のため中止されたのである。袁の帝制の御林軍としての模範團は，3ヶ師團の編成に留まり，袁の帝制に必要な十分な軍事力の確保まではいたらなかった。特に「模範團」の編成については *The Times* (1915年1月22日付)「Political Unrest in China」—A New Model Army—。『時報』民国4年6月14日付「模範團」。『順天時報』第4110号，民国4年5月15日付「模範軍隊之前途」。同，第4159号，民国4年8月9日付「説模範」。

- (12) 『時報』1915年5月30日，「中支交渉失敗後之軍人之態度」その三つの具体的理由は，第1には敵軍（日本軍）を人と地域になじみが薄い内陸の奥地まで誘引して陸軍がそれを撃破すること。第2には東南沿海の水雷と港岸の陸地から

の両面作戦。第3には民心の激昂による愛国心の向上等の三つをもって戦争が可能であるという主先論を主張した。

1908年光緒帝と西太后はあいついで死去し、載灃<光緒帝の弟>の子で3歳の宣統帝が即位したため、載灃が摂政王となり、清朝皇族と袁世凱の対立が露骨化された。したがって、最終的には載灃の袁の足に病気があるということにかこつけて、彼を河南の故郷へ追い返した。1911年辛亥革命の勃発をきっかけに復帰する。

(13) 『日本外交文書』大正4年第2冊, 25ページ。

(14) 註3 徐道鄰編述, 162頁。

「徐樹錚辭職の真相」(『順天時報』民国4年7月14日付)。

『時報』民国4年6月20日付。いずれも、徐の武器購入を問題としている。『時報』民国4年6月13日付。陸軍部の各司の業務が統率辦事処に帰属させる。というような軍政の改編に関する記事が数多く見当たる。

(15) 註3 徐道鄰編述, 163頁。段祺瑞は袁の帝制に対する立場を彼の腹心であった徐樹錚、曾毓雋らと秘に相談して曰く『袁の帝制の形跡は既に暴露されている。私はその当時共和制支持の通電を発したが、今またも袁の登極を支持した場合、国民は私を何というのか。おそらく24史のなかでも、このような人物はないだろう。公的な立場でも、死ぬ場合があっても帝制には参加しないし、私的な場合でもこれ以来退くのみで、決して一言もしない』。

また註4のb、曾毓雋「懷語隨筆」267頁でも段の態度に関し、『私は帝制に反対するが、但し武力を用いるのではない。袁は私に不利な行動はしないだろうと思う。万一あっても、座視するしかない』。そして、当時の袁・段の関係を象徴するような段の軟禁説について、曾毓雋「懷語隨筆」269頁、註4のb109頁、神谷正男編『宗方小太郎文書』原書房 1975年(《明治百年叢書》第241巻)の報告第454号「支那時局の紛糾」390ページ等に記述されている。また警民著『徐世昌』。文海出版社(近代中国資料叢刊第4輯)29—30頁には、徐世昌と段祺瑞の二人によるクテータ説が記述されている。

(16) 註4のb、前掲書, 103頁。

(17) 同上, 101—4頁, 七, 專管特務費の軍需処参照。特に、この筆者は当時の軍需処の処長であったため、非常に信憑性があると思われる。しかし、註2の前掲書では一貫して袁政権と梁士詒の交通系との癒着関係を否定している資料もある。

袁の帝制の経費調達に関しては、註15 警民著、前掲書29頁、梁士詒が帝制の経費8千萬元を出したと記述されている。また註7前掲書、52頁にも梁士詒の帝制の経費としての8千萬元の検出の記述がある。この問題について、当時、在中国日本代理公使の石井外務大臣宛(電報)「周財政総長ノ帝制運動費調達謝絶及其实業進行計画ニ関スル李盛鐸談ニ付報告ノ件」でも帝制問題に関する経費は一切梁士詒が引き受けることとなったと記述されている。

(18) 在中国小幡臨時代理公使ヨリ加藤外務大臣宛(電報)(『日本外交文書』大正3年第2冊, 776ページ。

(19) 民国5年5月12日、國務院令による中国・交通両銀行の兌換停止の命令は、

袁の北洋軍閥政権と財政との関係を最もよく表われて大事件であった。これについては、味岡徹「袁世凱が政府の財政破綻と兌換停止令」(『中国史における社会と民衆』汲古書院、1983年)。また袁政権と交通系・交通銀行に関しては、平野和由「軍閥政権の経済基礎—交通系・交通銀行の動向」(『講座中国近現代史』4, 東京大学出版会、1978年)が発表されている。1910年代の北京政府の財政状況については、笠原十九司「54 運動期の北京政府財政の紊乱」(『宇都宮大学教育学部紀要』第30号1部)、楊蔭溥著『民国財政史』中国財政經濟出版社、1985年)等がある。

- (20) 註2 前掲書, 267—8頁。
- (21) 民国4年6月23日付。
- (22) 註2 前掲書, 268頁。
- (23) Paul.S.REINSCH『An American Diplomat In China』DOUBLEDAY, PAGE & COMPANY 1922. p.172.
- (24) 張同礼, 「張弧の一生」(『天津文史資料選輯』第23号, 中国人民政治協商會議天津市委員会文史資料研究委員會編, 天津人民出版社, 1983年) 147頁, 154頁。
- (25) Lo Hui-min(ed), 『The Correspondence of G.E.Morrison』vol.2. 1912—1920, Cambridge Univ.Press, 1978. p.403.(No.758).
- (26) 「關於張次長前途之一説」(『順天時報』第3988号, 民国4年1月9日)。
- (27) *The North China Herald*, 1915年6月26日付。
- (28) 註23. op.cit., p.173.
- (29) *The North China Herald*, 1915年10月30日付。「The Monarchical Movement」
註3の平川清風著前掲書, 360—2ページ。
- (30) 『時報』民国4年6月20日付。
- (31) 註15神谷正男編前掲書, 報告第440号大正4年7月2日。379ページ。

(筆者の住所 目黒区洗足町1—4—15—6)

「表1」 民国歳入歳出総予算表

項目		1912年	13	14年	15	16年
歳入	田賦	78,953,862	82,394,612	79,227,809		97,553,513
	関税	67,120,582	68,224,283	79,403,057		72,346,314
	塩税	71,363,229	71,565,534	84,879,873		84,771,365
	貨物税	36,584,877	36,186,047	34,186,047		40,290,084
	正雑各税	32,692,129	33,725,644	28,000,424		32,314,704
	正雑各捐	10,570,363	3,305,942	4,947,281		18,563,907
	官業収入	20,916,046	8,483,741	4,427,504		2,637,964
	各省雑収入	32,637,186	22,069,603			7,265,947
	中央直接収入					93,358,735
	借款		20,837,000			
公債		15,000,000	25,082,398		20,000,000	
合計	350,777,402	557,031,236	382,501,188		472,124,695	
歳出	外交経費	4,344,685	4,306,338	4,229,529		4,102,818
	内務	6,306,002	43,882,009	42,672,290		51,759,846
	財政	164,687,625	391,914,794	23,383,898		228,834,414
	陸軍	102,402,180	163,775,012	137,588,077		142,252,713
	海軍	18,289,144	8,972,895	4,812,560		17,204,522
	司法	10,468,534	15,042,136	7,258,459		7,711,344
	教育	7,415,620	6,908,850	3,276,904		12,701,583
	農商	7,915,523	6,043,121	2,276,537		4,139,036
	交通	4,663,534	1,392,720	1,935,560		1,690,191
	蒙藏	1,895,531		1,065,344		987,230
	借款償還			98,564,793		
	各機関			11,966,566		
合計	328,379,385	642,236,876	357,240,030		471,519,436	

(単位; 元)

賈士毅『民国財政史』下1579—1648頁より作成 上海商務印書館, 1917年。

「表2」 袁世凱總統時期の北洋軍閥政府の主要な喫債の額数及其の用途

時期	借款国及借款名称	借款額	担保	用途
1912. 1.	德；瑞記1.2次借款	740	崇文門関税	武器購入、軍政費 政費 軍政費用
3, 4.	英比俄；華比1.2次借款	1,230		
3, 5, 6.	美法德英；善後大借款4次 借款	1,350		
8.	英；克利益斯浦借款	4,910	塩税	軍政費、外債償還
1913. 3.	德；瑞記第3次借款	300	契稅	軍政費、武器購入 軍艦購入
4.	奥；奥国第1.2次借款	3,100	契稅	
4.	英法德俄日；善後大借款	24,830	塩税、海関税	軍政費、外債償還
7.	法比；同成鐵路借款借款	990	該鐵路	行政費用
10.	法；中法実業借款	3,940		行政費用等
12.	比；比証券銀行借款	620		行政費用
	比；海関鐵路借款	3,928	該鐵路	
1914. 1.	法；扒渝鐵路借款借款	1,400		海軍經費、武器 行政費用
		1,216	煙草税	
4.	奥；奥国第3次借款	550	契稅	
8.	比；比証券銀行借款	440		
	法；中法浦口借款	3,928	該事業、酒税	
	英；中央公司借款	368	京奉鐵路收入	
	英；狄思銀行借款	392	地租、海関税	
1916. 4.	美；	200		

(単位：万元)

総額 530,970,500 元

『第1回中国年鑑』上海商務印書館，1926年6月第3版603—7頁。

註19楊蔭 著前掲書簿16頁より作成

「表3」 北洋軍閥政府統治時期発行公債及庫券等の額数

(単位；百万円)

年度	公債発行額	庫券等の発行額	合計
1912	6.2	--	6.2
13	6.8	2.2	9.0
14	25.0	10.1	35.1
15	25.8	0.4	26.2
16	8.8	1.8	10.6
17	10.5	0.2	10.7
18	139.4	7.0	146.4
19	28.4	5.3	33.7
20	122.0	24.7	146.7
21	115.4	29.0	144.4
22	83.2	2.2	85.4
23	5.0	3.5	8.5
24	5.2	0.1	5.3
25	23.0	---	23.0
26	15.4	17..	32.4
総計	620.1	103.5	723.6

註19楊蔭溥前掲書22頁より引用。